

## 税務署からのお知らせ

# 所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分でお早めに作成を

### 所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

令和元年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和2年2月17日(月)から同年3月16日(月)までです。

なお、還付申告書は、令和2年2月14日(金)以前でも提出できます。

また、税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付を行っておりません。

ただし、一部の税務署では、2月24日(月)と3月1日(日)に限り、日曜日・祝日等でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

### スマートフォンでの申告が更に便利に!

パソコンやスマートフォンで、申告書を作成することができます。

作成した申告書は①マイナンバーカードと②ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

なお、iPhoneとマイナンバーカードで「e-Tax」を利用する場合、マイナポータルの開設が必須となりますので、事前にマイナポータルを開設しておくことをお勧めします。

また、事前に税務署で手続きしていただければ、①マイナンバーカード、②ICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)

### 納期限と納付方法について

所得税及び復興特別所得税の納期限は、令和2年3月16日(月)です。

以下のいずれかの方法で、納期限までに納付してください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続について」をご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/tetsuduki.htm>)

QRコードを利用した コンビニ納付	ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は30万円以下となります。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
電子納税	スマートフォンや自宅等のパソコンなどから、インターネットバンキングなどで納付できます。
振替納税	振替日(令和2年4月21日(火))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 *振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令和2年3月16日(月)までに提出してください。 *転居等により所轄税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで専用のWeb画面から納付できます。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限(令和2年3月16日(月))までに金融機関(歳入代理店)又は所轄税務署で納付してください。

### 還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取りに振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、ご本人の取引している振込先の金融機関名、預貯金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ。)を記載してください。

なお、振込先の預貯金口座は、申告者ご本人名義のもの(氏名のみ)の口座をご利用ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>

